

# 2023年度 全日本学生ロードレース・カップシリーズ 第1戦 第24回 JICFオープンロードレース大会 大会要項

ver 20230314

主催	日本学生自転車競技連盟
後援	公益財団法人日本自転車競技連盟
協賛	井上ゴム工業株式会社 株式会社イノアックコーポレーション 株式会社日直商会 株式会社パールイズミ (予定)
期日	2023年4月16日(日) 9時00分(クラス3)、11時30分(クラス1+2) 競技開始
会場	静岡県伊豆市大野 日本サイクルスポーツセンター 5kmサーキット(左まわり・秀峰亭スタート・ゴール)
大会主旨	本大会は、当年度日本学生自転車競技連盟に登録した学生選手、および同相当と主催者が認めるJICF登録U23競技者による大会優勝者を決めるとともに、自転車競技水準向上に寄与することを目的とする。
競技種目	個人ロードレース クラス1+2 100km(5km×20周)、クラス3 50km(5km×10周)
参加資格	1. 当年度に有効な、公益財団法人日本自転車競技連盟(以下、「JCF」という)登録の男子選手、または、UCI加盟国内連盟競技者ライセンス保持者。クラス1+2のカテゴリーでは日本学生自転車競技連盟(以下、「本連盟」という)の登録選手であることは問わない。本連盟感染防止ガイドラインを順守することを約し、本連盟が参加を認めたもの。 2. 別途本連盟より発表の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」を順守し、その遂行に協力し、審判・感染対策委員及び総務委員の指示に従うことを参加条件とする。当連盟ガイドラインを順守せずその遂行に協力を拒む場合、および当日の体調が新型コロナ罹患を疑われる場合には、それが故意であるかないかに関わらず、大会参加・会場への入場を認めない。尚、参加申込にあたっては、本大会参加に伴って万が一生じた如何なる不利益・損害も参加者本人の責任に帰する事を承諾し、当連盟ガイドラインのみならず、所属校・居住地行政などの指針を熟慮のうえ参加可否を判断すること。 3. また、試合に参加するにあたって本大会参加選手並びにチームスタッフについては、前項の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿った感染防止対策として本連盟HP上の以下アドレスに掲載してある「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」を順守、実行することを参加条件とする。順守事項が守られていない場合には本大会への参加を認めない。 「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」 <a href="https://jicf.info/covid-19-pandemic-events-protocols/">https://jicf.info/covid-19-pandemic-events-protocols/</a> 尚、本通知の他に、大会ごとに必要な事項を取りまとめた感染防止対策に関するコミュニケを別途発表する場合もあるので、注意すること。
参加申込	4. クラス1+2：学連登録選手はクラス1及び2、最大申込者数110名、その他はU23競技者でJBCF P・E1選手及び同相当と主催者が認める競技者、最大10名、総合計120名以内とする。 5. クラス3：学連登録選手のクラス3で、最大申込者数120名以内とする。 1. 参加を希望する選手は所定の様式にてエントリー用紙のみ先に3月23日(木)までに日本学生自転車競技連盟宛に申し込むこと。エントリー専用電子メールアドレス(2023jicf.rcs.entry@gmail.com/新規メールアドレスで→2023を頭に追加)への到着を以て参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送もしくはFAXにて事務局アドレス宛、期限内に送付する事。申込書式はJICFウェブサイトより入手できる。なお、大会当日受付でのライセンスチェックを行わないので、選手全員の一名分ずつのライセンスの写真画像データまたはスキャン画像データをエントリー用紙に添付すること。ライセンスが申請中の場合は、申請中であることを証明する書類のデータを添付すること。 2. 申込希望者がカテゴリー毎予定数を越えた場合、主催者判断にて出走可能者を調整する場合がある。その際は、各チームの本年度登録選手人数と申込順(エントリー専用電子メールへの到達日時・時刻)を考慮する。エントリー締切後、参加申込可能者リストを本連盟webサイトに発表する。参加申込可能者は本連盟webサイトで発表する期日までに、下記の口座へ参加料を振り込むことで、本エントリーの手続きが完了する。なお、参加申込可能者のリストが掲載されるか、または申込者全員が参加申込可能者である旨の発表があるまで参加料を振り込んではいならない。振込先と振込期限はその発表の際に指定する。 3. 参加料については、学連登記者は1名につき6,000円、オープン参加者は1名につき8,000円とする。参加料の送金は、銀行口座振込とする。送金名義人について、振込元に大会コード名0416と、XX大学等、必ず学校名を記入すること。(オープン参加は個人名とする) 参加料振込完了後、受付完了者リストを本連盟webサイトに発表するので、各自受付済みであることを確認のこと。 4. 本大会については受付完了者のチームごとの出場予定人数により、競技審判役員の補助として役員を大会当日に供出することを参加条件とする。全カテゴリー(クラス1+2とクラス3)の出場予定合計人数が10名以上の場合に1名、10名より5名増える毎に1名を追加で供出すること。本大会のエントリー用紙に供出予定役員の氏名等を記入すること。受付完了者リストの発表の際に該当するチームには最終的に供出する役員の人数を付記するので、事務局まで決定した供出役員名をメールで再度提出すること。但し、大会当日に出場人数が減っても供出役員の人数は変更しない。また、規定通りに供出できない場合は大会への選手の出場人数を制限するので、注意する事。その場合、参加料は返還しない。 5. 一旦入金された参加料は如何なる理由があろうとも返金しない。但し、新型コロナ関連の影響で本大会の開催を当連盟が中止した場合には、大会開催に要した経費を差し引いた金額を銀行振込で返金する。返金用の銀行口座をエントリー用紙に記入すること。また、上記の参加資格にあるように当日の体調不良や新型コロナ対策の履行を妨げるにより参加不可の判断を下された場合には参加料は返却しない。 6. 尚、本大会における欠場については、理由を問わず(怪我等の正当事由がない場合でも)ペナルティを課さないこととする。ただし、必ず事前に事務局(jicf@remus.dti.ne.jp)まで電子メールで欠場の連

絡をすること。

また、当日の発熱等、体調不良により欠場する場合は、受付開始までに学連携帯090-2207-2369へ必ず連絡をし、事務局までメールをすること。なお、欠場の場合は参加料は返却しない。

7. また、本申込み手続きを以て本要項記載の誓約書に同意したものとみなす。

#### 会場入場

1. 本大会に来場する全ての選手、チームスタッフ、大会役員、メディア関係者、その他の関係者は前述の参加資格3.にあるように、本連盟のHP上に掲載してある「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」を順守、実行することを入場の条件とする。尚、本大会における観客を含む来場者に対する規制の詳細については、別途発表するコミュニケを参照すること。
2. チームスタッフについては会場への入場者数を抑えてなるべく三密状態を避けるため、選手以外の方がスタッフとなる場合には、選手数+1名を上限（選手1名ならば、2名まで）として会場への入場を許可する。尚、監督とコーチはスタッフの合計人数に含まれる。但し、参加資格4.の立哨役員・競技役員についてはチームスタッフの合計人数に含まない。また、チームスタッフの選手以外の方の全員の氏名をエントリー用紙内に記入すること。氏名の記入がない場合には、会場への入場および車輪・器材交換の指定PITへの入場も許可しない。
3. エントリー用紙に記入した来場予定のチームスタッフの氏名を変更する場合は、大会開催3日前の22時までに当連盟事務局宛てに変更後のエントリー用紙をメールで送ること。これ以降のスタッフの変更・追加は認めない。尚、変更後のスタッフについても前述の参加資格3.の「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」を順守することを変更の条件とする。
4. メディア関係者は、来場する場合、当連盟HPより取材申請書と体調管理シートを入手し、大会開催3日前の22時までに取材申請書をメールで事務局宛て提出ください。また、選手の参加資格2.にありますように当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って、必要な情報に関する書類の提出などにご協力いただくことを原則とします。なお、メディア関係者についても前述の参加資格3.の「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」を順守することを来場の条件とします。順守事項が守られていない場合には競技場内への入場をお断り申し上げます。選手及び競技役員の安全のためご理解ください。

#### 選手受付

1. ライセンスコントロールは事前にデータ上で行き、大会受付の現場では行わない。別途コミュニケ発表の受付場所にてゼッケンとプレートを受け取る。この時点で、招集の代わりとするので欠場する場合は該当する選手の氏名を大会受付まで申し出ること。
2. 参加者は、自転車・ヘルメットを持参してそれぞれの出走15分前までにバイク・インスペクションを受けること。但し、選手は基本的にマスクを着用し、決められた間隔をあけて順番を待つこと。レース終了後に上位者およびランダムサンプリングによりバイクチェックを行うことがある。器材に関する規則違反が明らかになった場合、レース終了後であっても、失格となる場合がある。詳細は別途発表するコミュニケにて確認すること。尚、本大会は出走前の出走サインは行わない。

#### 賞典・式典

1. 開会式・閉会式は行わない、表彰式については別途コミュニケにより発表する。
2. クラス3の上位3選手とクラス1+2の上位3選手を表彰する。（尚、オープン選手を含めた順位で表彰する） 優勝：賞状・副賞品、2～3位：賞状、4～8位：賞状
3. RCSランキングポイントについても、オープン選手を含めた順位で計算する。学連登録選手のみでの繰り上げはしない。また、クラス3の出走者（オープン選手の数は含めない）上位5%以内の者（小数点以下切上げ・完走しなかった者を除く）はクラス2に昇格し、クラス2の1位の選手はクラス1に昇格する。

#### 事故措置

1. 競技中発生した事故等について、主催者にて応急処置の範囲の体制は準備するが、以降は各自の責任と費用負担において対応のこと。
2. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。

#### 競技規則

JCF競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。

#### 合意管轄

本大会に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 事務局

日本学生自転車競技連盟 E-mail: jicf@remus.dti.ne.jp URL: https://jicf.info/  
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 ジャパンスポーツオリンピックスクエア 408  
Tel 090-2207-2369 Fax 03-6804-2329

## 大会特別規則

### 第1条（競技）

1. 代車（バイクチェックを事前に受けること）、代輪の交換はゴール手前ピットにおいて可能とするが、基本的に各チーム1名のみでの待機とし、チーム同士の間隔を審判役員の指示した通りにあけること。
2. 本大会においては認められる事故によるニュートラリゼーションの適用はない。

### 第2条（スタート位置）

出走選手の前年度RCS総合ポイント上位10名までの選手の最前列でのスタートを認める。

### 第3条（共通器材車）

主催者にて共通器材車を用意する。これに積載する代輪は各校にて用意し、スタート地点に持参すること。また、当連盟所有の代輪を若干数は用意するが、ディスクブレーキ用のホイールは用意しない。

### 第4条（食料補給）

飲料の補給は、別途コミュニケ発表の「補給エリア」にてのみ認める。補給許可周回数は別途コミュニケにて告知する。

#### 第5条 (失格・棄権)

1. 原則として、主集団より一定時間遅れた選手及びコミッセルが完走不可能と判断した選手は、失格とし競技より除外する。打ち切り時間は別途コミュニケにて定める。
2. 競技を中止あるいは除外された選手は、速やかにゼッケンを外すか、ユニフォームを裏返してゼッケンを見えなくすること。ゼッケンとプレートは、返却する必要はないが、必ず持ち帰ること。

#### 第6条 (その他)

1. ジュニアのギア比の制限は翌年3月31日時点の年齢を以て適用する。レースの前後に適宜ギア比の検査を行うことがある。
2. RCSポイント総合順位のリーダーは、リーダージャージを着用してスタートしなければならない。
3. 一般公道を走行可能な装備で参加のこと。ベル・反射テープの装着も必須とする。

## 誓 約 書

日本学生自転車競技連盟 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手・監督・コーチ・メカニック・その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守することと誓います。

- 1 UCI (国際自転車競技連合)・JCF (日本自転車競技連盟) 規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。(UCI 規則 1.1.004, JCF 規則第5条2.(4))
- 2 大会(競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む)における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。(JCF 規則第5条2.(9) 準用)
- 3 規則に規定される仕事と責任に加えて、チーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。(UCI規則1.1.078)
- 4 チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。(UCI規則1.1.079)
- 5 チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。  
彼は他の者の模範とならなければならない。(UCI規則1.1.080)
- 6 すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。  
すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしいれたりしてはならない。言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。(UCI規則1.2.079)
- 7 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。  
競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。(UCI規則1.2.081)
- 8 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。  
競技者は開催国における法律を順守しなければならない。(UCI規則1.2.082)

以上

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICF ウェブサイトを随時チェックすること。